

基本構想

1. 将来都市像
2. 基本指標
3. 土地利用構想
4. 基本目標・施策の大綱

1 将来都市像

第五次土岐市総合計画の将来都市像については『“緑、美濃焼、先端技術” みんなで創る快適・交流都市』とし、まちづくりを進めてきました。

計画策定から5年が経過し、将来都市像に謳っている“先端技術”については、核となる東濃研究学園都市構想は核融合科学研究所のみとなり、土岐プラズマ・リサーチパークでの企業誘致についても先端技術を活かした新産業や研究開発施設に特化した誘致から方向転換し、広く新産業について誘致活動を行っています。

また、本市の魅力は産業だけでなく、そこに住む“人”でもあり、子どもから高齢者まですべての市民が生き生きと笑顔あふれる人づくりについても進めていく必要があります。人づくりを進め、笑顔のおもてなしをすることで交流人口の増加につながり、これからの土岐市のさらなる魅力となると考えます。

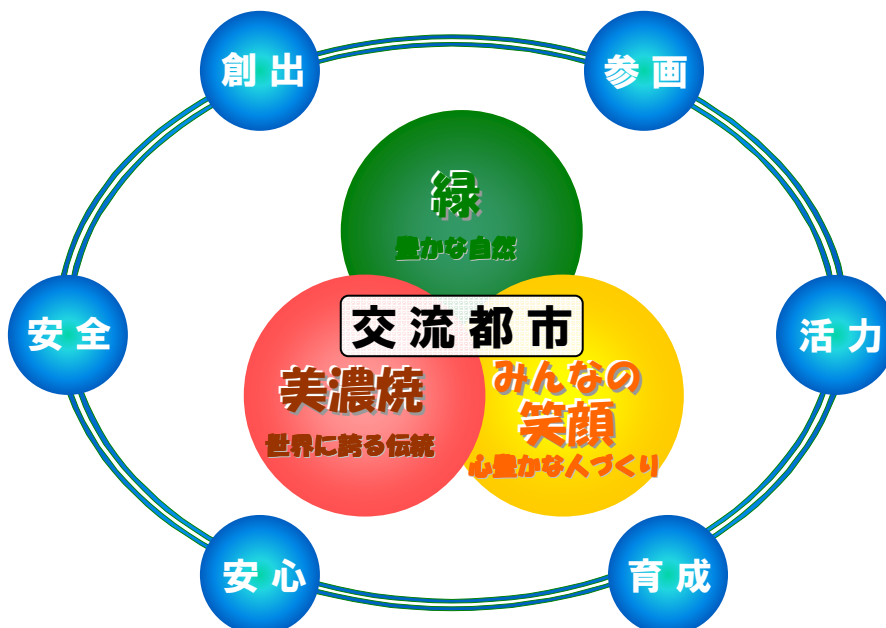
こうしたことから、将来都市像について見直しを行い、新たな将来都市像については、土岐市の豊かな自然の象徴としての「緑」

土岐市の伝統産業であり、産業・文化・観光の幅広い象徴である「美濃焼」

土岐市の次代を担う人づくり、安全安心なまちづくりを象徴する「みんなの笑顔」

といった土岐市の資源であり、土岐市の魅力をあらわす『“緑・美濃焼・みんなの笑顔” 未来を拓く快適・交流都市』とし、自然環境の保護、産業の活性化、土岐市民が毎日笑顔で暮らしていけるようなまちづくりを行い未来に向けた交流都市の実現を目指します。

“緑・美濃焼・みんなの笑顔” 未来を拓く快適・交流都市

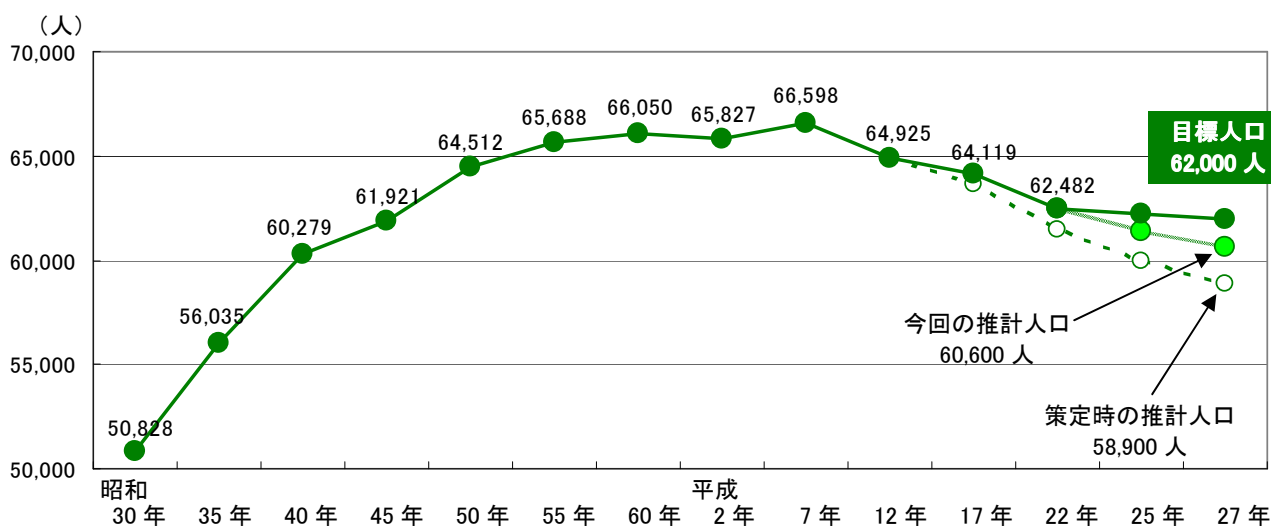


2 基本指標

① 人口フレーム

平成 18 年の計画策定時には、平成 27 年の人口を市外への転出の抑制やU J I ターンの促進等により、64,000 人を維持することを目標とし、想定していました。しかし、平成 22 年の人口については 62,482 人と計画策定時の推計人口は上回っているものの、目標人口からは大きく下回っています。

今後、大幅な人口増加を遂げることは容易なことではありませんが、安心して子どもを生み育てられる環境整備や居住環境の確保により、年少人口や生産人口の減少を回避し、少子高齢化の進行を抑制することで現状の人口を維持することを目指し、平成 27 年の目標人口を 62,000 人と設定します。



② 産業フレーム

本市の就業率^{※12}は、減少傾向が続いており平成 17 年で 59.2%となっています。今後も少子高齢化が進行するなど就業率はさらに低下していくものと見込まれますが、産業振興や企業誘致の推進、女性や障がい者、高齢者の雇用創出等を図ることにより、就業率の低下を回避し、現状の水準を維持することを目指し、平成 27 年の就業人口を 31,000 人（就業率 58.4%）と設定します。

※12 就業率 15 歳以上人口に占める就業者の割合

3 土地利用構想

従前の基本方針に基づき地域の特性を活かした土地利用を図ってきましたが、基本構想の修正にあわせ、現状に応じた見直しを行いました。

《基本方針》

- 市全体の調和とバランスのもと、それぞれの地域の特性を十分に活かした土地利用を図ります。
- 丘陵地などの豊かな自然環境を大切に守り育て、これと共生する土地利用を図ります。
- 広域交通網の結節点にあたる恵まれた立地条件を活かし、活発な交流を生み出す土地利用を図ります。
- 環境負荷の少ないまちづくりを基本に、既成市街地の再生と土地の有効活用による人とまちが活気づく土地利用を図ります。
- 子どもから高齢者まで、だれもが愛着を持って住み続けられる安心、安全、快適な住環境を形成する土地利用を図ります。

① 土地利用の方向

1) 住居ゾーン

地域の特性を十分に踏まえた良質な居住水準と良好な居住環境の形成を目標に、既存住宅地における生活環境の整備・改善を図ります。また、東海環状自動車道等の交流基盤の整備に伴う新規流入人口の受け入れを促進するため、住宅地の整備と誘導を図ります。

2) 商業ゾーン

市民生活の向上や地域の活性化等に対応するために必要な土地利用を図ります。特に、土岐市駅周辺を中心市街地においては、新土岐津線の整備に合わせ、本市の顔としてふさわしい魅力ある市街地として再生を図ります。また、土岐プラズマ・リサーチパーク内の大型商業施設を中心とした商業施設の整備と誘導を図ります。

3) 産業ゾーン

企業誘致の促進や陶磁器産業の基盤強化などにより、市民所得の向上や安定した就業機会の確保、地域人口の定住化等に資するよう、自然環境の保全や公害の防止等に十分配慮しつつ必要な土地利用を図ります。

4) 自然・緑地ゾーン

豊かな自然環境を大切に守り育てることを基本としつつ、市民生活にゆとりと潤いをもたらす、まちの魅力を一層高めていくために、林業や農業の振興を進め、森林や農地、緑地がもつ多面的な機能の充実を図ります。

② 拠点・ネットワーク形成の方針

1) 中心交流拠点（中心市街地）

J R土岐市駅周辺の中心市街地は、市民や来訪者が集い、交流し、商業・業務・居住等の都市機能が充実した、魅力と活力があふれる本市の顔として再生を図ります。

2) 自然・観光交流拠点（南部丘陵）

南部丘陵においては、豊かな自然環境の保全を基調としつつ、自然公園、温泉、農地等の地域資源を活かして、自然とのふれあいができる観光交流拠点の形成を図ります。

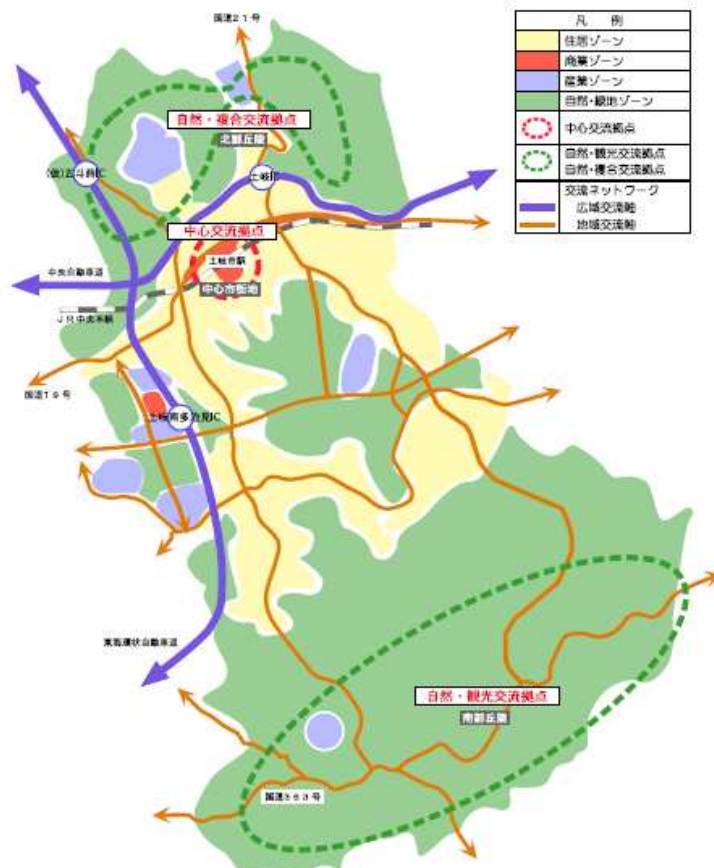
3) 自然・複合交流拠点（北部丘陵）

北部丘陵においては、豊かな自然環境の保全を基調としつつ、現在、美濃焼卸商業団地や工業団地、道の駅志野・織部、美濃陶芸村、若人の丘等があり、今後も住商工・観光・スポーツ・レクリエーション等、バランスの取れた土地利用を図ります。

4) 交流ネットワーク

活力ある都市活動を支え、人・もの・情報の活発な交流を促す骨格として、遠隔地と本市を結ぶ広域交流軸、隣接県や周辺都市と本市を東西・南北に結ぶ地域交流軸、市内の日々の生活を支える生活交流軸といった、体系的な交流ネットワークの構築を図ります。

◆土地利用構想図

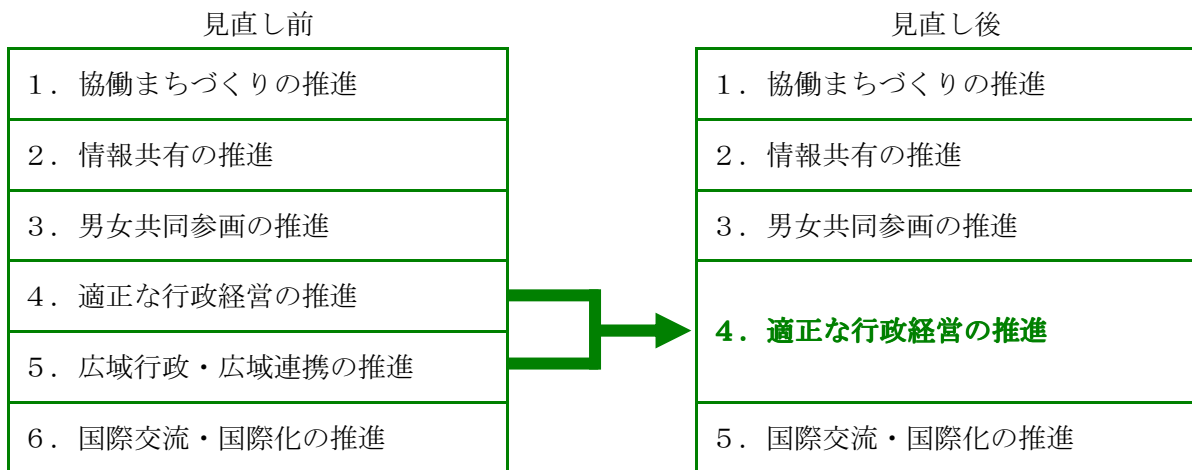


4 基本目標・施策の大綱

将来都市像の修正にあわせ、基本構想で設定した6つの基本目標の内容についても修正を行いました。基本目標に基づく施策の大綱についても、修正や関連する施策を統合しスリム化を図るなど必要に応じて体系の見直しを行いました。

(1) 参画 ～自立と協働のまち～

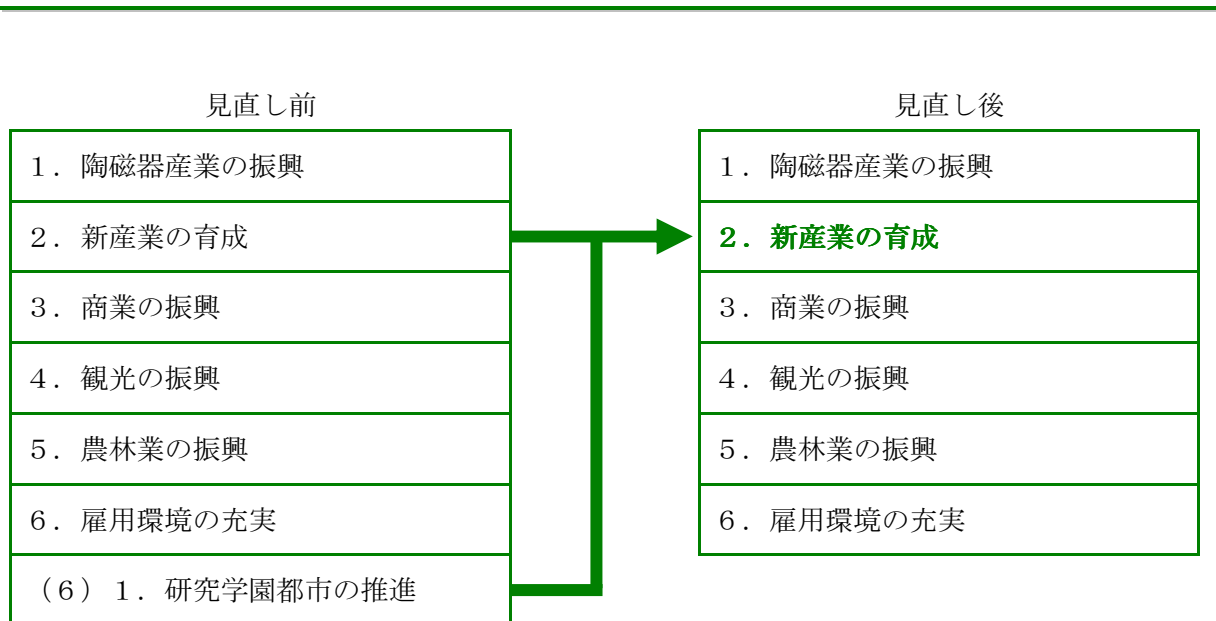
市民と行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、情報を共有できる体制の整備など、市民が市政に主体的・積極的に参画できる仕組みづくりを進めます。また、男女共同参画の視点を重視し、情報化や広域化、国際化にも的確に対応できる効率的な行政運営を実践します。



※行政を効率的に進めるため広域連携を推進していくことから、「5. 広域行政・広域連携の推進」を「**4. 適正な行政経営の推進**」と統合しました。

(2) 活力 ～元気を生み出すまち～

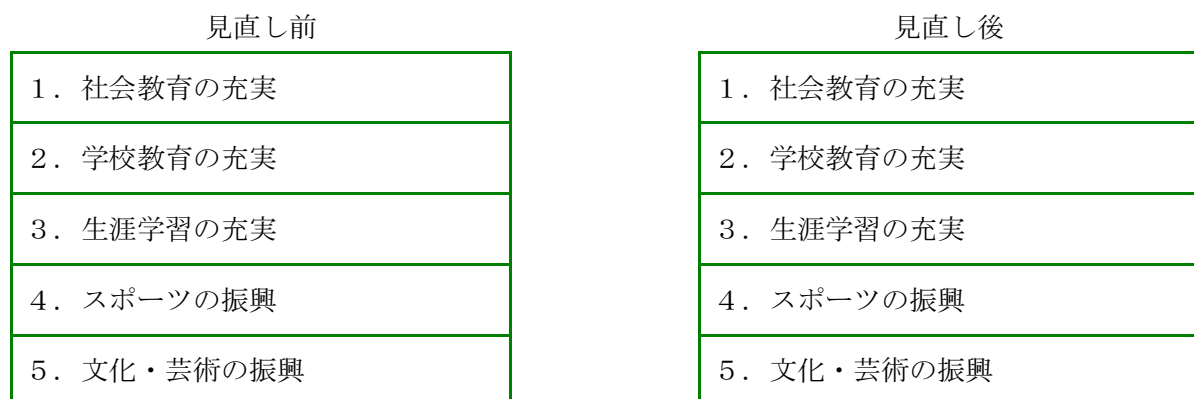
これまで本市の発展を支えてきた陶磁器産業を中心として、新産業の導入による産業の複合化や商業、農林業といった各種産業の活性化により雇用の促進や活力ある産業基盤の再生を図ります。また、地域固有の産業や歴史、文化に直接ふれあい、体験できる機会を設けるなど、産業観光を中心とした複合的な観光振興を推進します。



※6章の「1. 研究学園都市の推進」の主な内容である土岐プラズマ・リサーチパークの整備については、研究学園都市の推進といった施策内容から新産業の企業誘致に方向転換してきていることから「**2. 新産業の育成**」と統合しました。

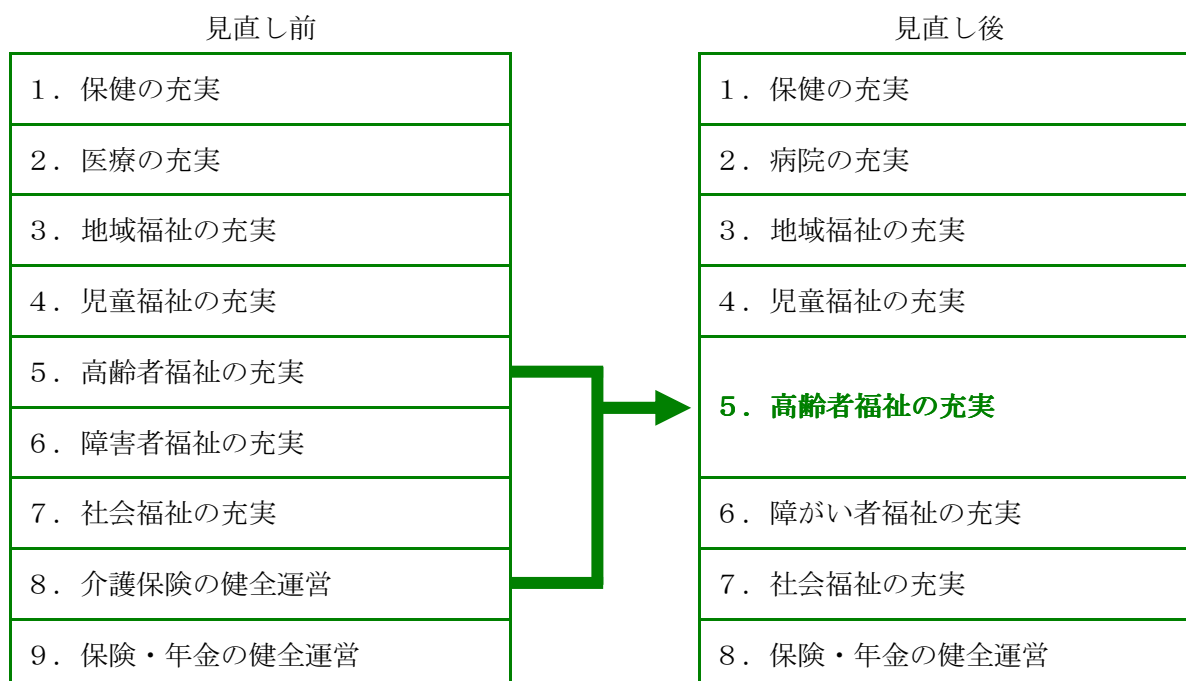
(3) 育成 ～豊かな心を育むまち～

「夢を持ち人との絆の中で育ちあう土岐市教育」という理念に基づき、次代を担う子どもたちが豊かな心とたくましく生きる力を身につけ、健やかに成長する姿を市民が実感できる地域づくりを進めるとともに、市民が生涯にわたって心身ともに健康で生きがいをもって暮らせるように学習・スポーツ・文化環境の充実を図ります。



(4) 安心 ～みんなの笑顔が輝くまち～

子どもから高齢者まですべての市民が、安心して生き生きと暮らすことのできる、人にやさしいまちづくりを進めます。保健や福祉の充実を図るため、家庭や地域、事業者、行政の連携を進め、人と人・心と心のふれあいを大切に、「みんなの笑顔が輝くまち」を目指します。

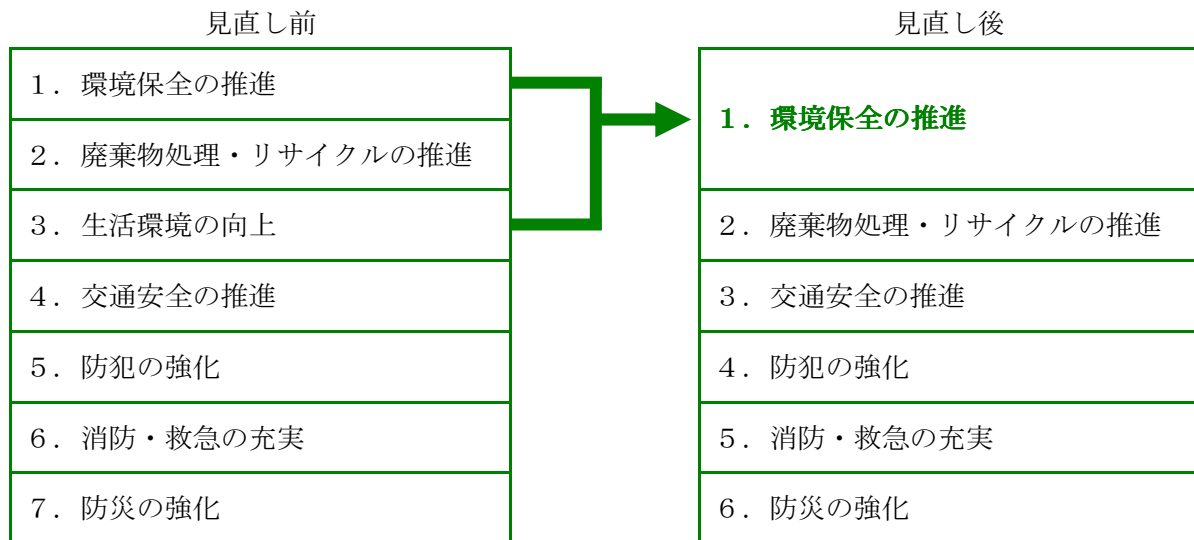


※介護保険については、高齢者福祉に含まれる内容でもあるため、「8. 介護保険の健全運営」を「**5. 高齢者福祉の充実**」に統合しました。

(5) 安全 ～潤いと安らぎのあるまち～

すべての市民が安全に暮らせるよう、交通安全や防犯の強化を推進するとともに、防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。また、市民の貴重な財産である水と緑の自然環境を次代に継承していくため、省エネルギー、廃棄物の排出抑制やリサイクルなどに取り組み、環境への負荷が少ない循環型社会^{※13}の構築を進めます。

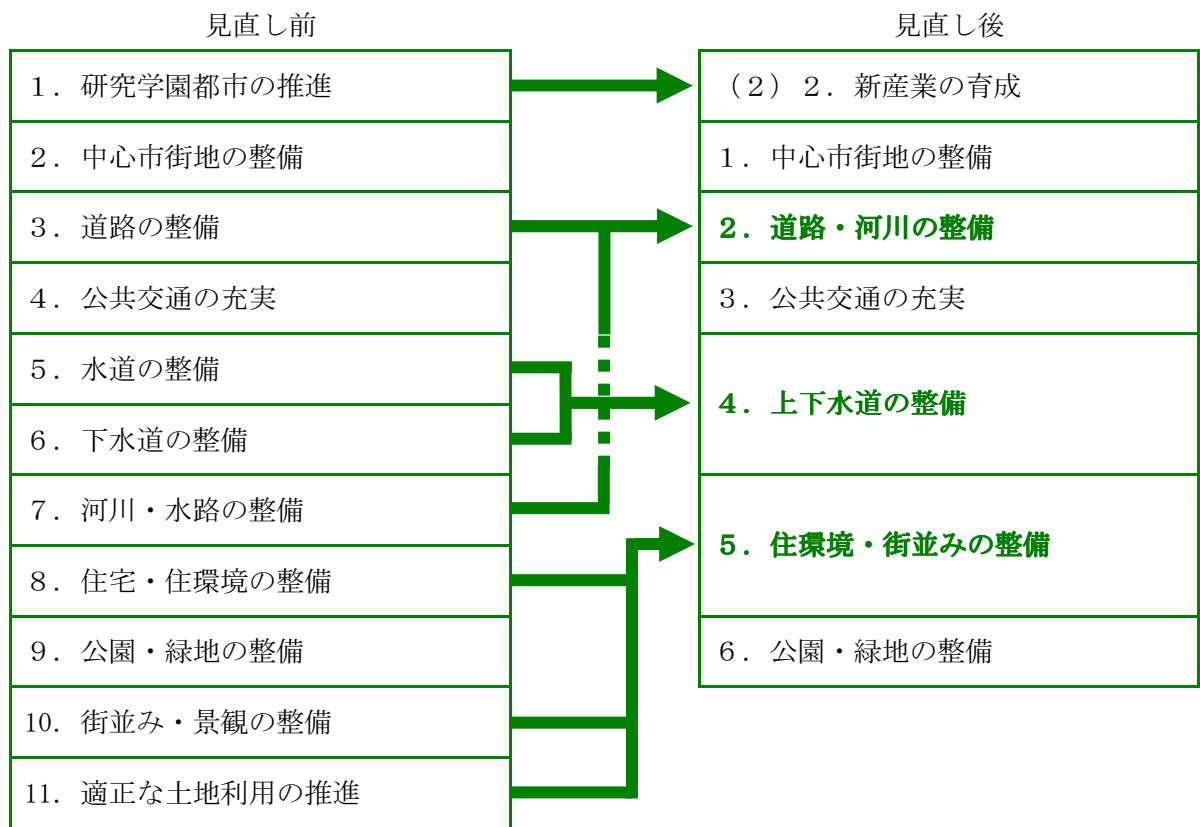
^{※13} 循環型社会 美しい地球環境を守るため、限りある資源やエネルギーの消費を抑制し、ごみの3R（リサイクル（再資源化）やリデュース（発生抑制）、リユース（再利用））などを進め、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会



「3. 生活環境の向上」については、「**1. 環境保全の推進**」の内容に含まれることから統合し、施策として取り上げることとしました。

（6）創出 ～ゆとりを実感できるまち～

市民が生活の利便性を享受でき、ゆとりを持ち豊かさを実感できる快適な日常生活を送れるよう、中心市街地をはじめ、道路や上下水道等の生活基盤の整備、美しい街並み景観や水と緑の潤いある公園の整備などを進めます。



「3. 道路の整備」と「7. 河川・水路の整備」を統合し「**2. 道路・河川の整備**」としました。また、使用料金の賦課・徴収をあわせて行っていることなどから、「5. 水道の整備」と「6. 下水道の整備」を「**4. 上下水道の整備**」として統合しました。「8. 住宅・住環境の整備」、「10. 街並み・景観の整備」と「11. 適正な土地利用の推進」については施策の内容が重複する部分もあることから「**5. 住環境・街並みの整備**」として統合しました。